

教育委員会定例会事項書

令和6年2月2日(金)
10:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 46号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 47号 令和6年度三重県一般会計予算(教育委員会関係)について

議案第 48号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第9号)(教育委員会関係)について

議案第 49号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

議案第 50号 三重県立中学校条例案

議案第 51号 三重県公立学校情報機器整備基金条例案

議案第 52号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 53号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

議案第 54号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

4 報 告 題

報告 1 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る最終案について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年1月23日(火)

開会 9時30分

閉会 11時17分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第39号 三重県指定文化財の指定について

議案第40号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第41号 紀南地域新高等学校の設置及び校名について

議案第42号 三重県立夜間中学の設置及び校名について

議案第43号 職員の懲戒処分について

議案第44号 審査請求事案の処理について

議案第45号 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

5 請願陳情の付議の結果

請願16 三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を求める請願について

請願17 教職員課長に対する懲戒処分を求める請願について

請願16、請願17については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

報告2 令和7年度(令和6年実施)教員採用選考試験の日程及び変更の概要について

報告3 訴訟事件の判決への対応について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第46号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

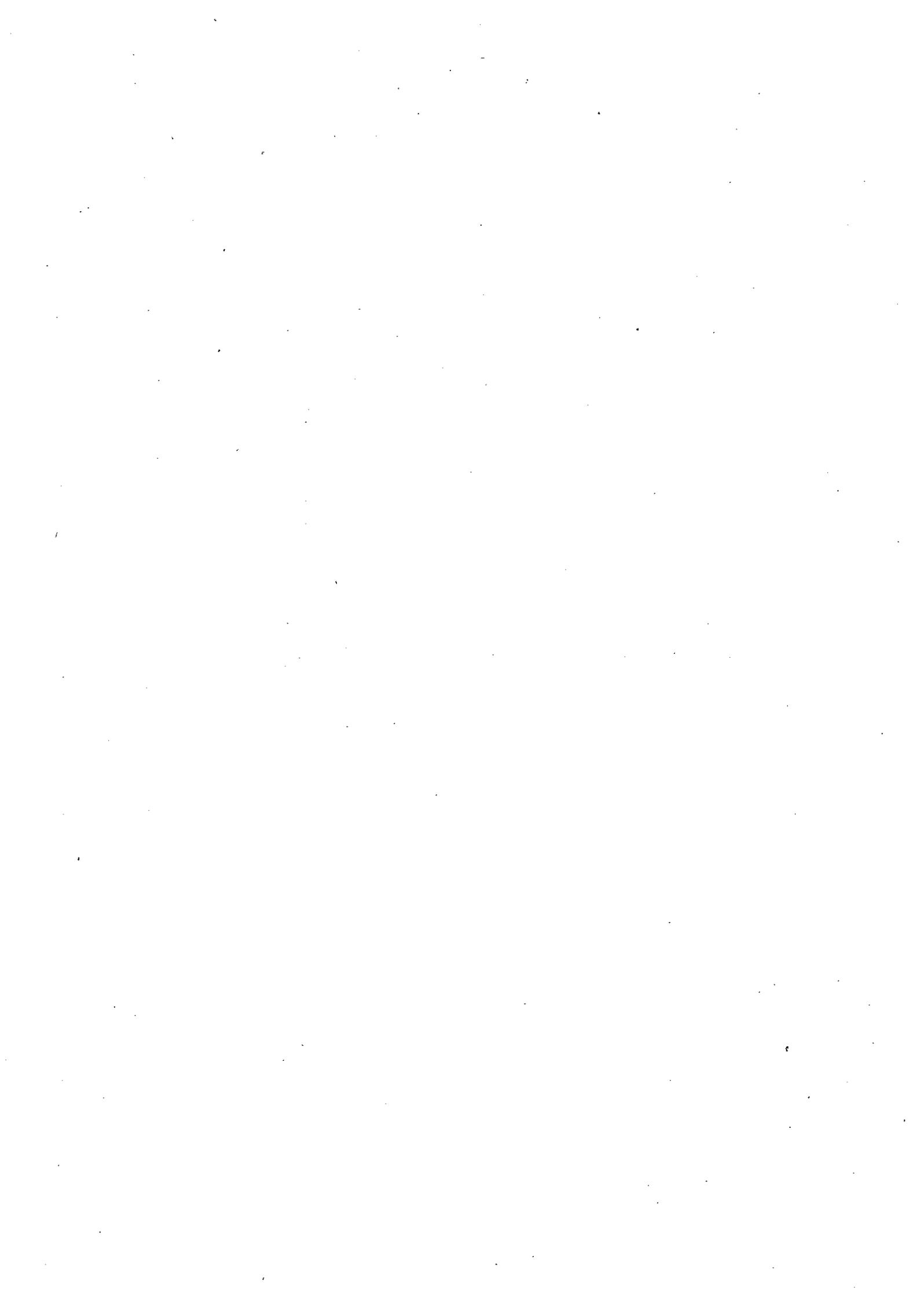
令和6年2月2日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和二十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第二条関係） 学校医等報酬額表					別表（第二条関係） 学校医等報酬額表				
職種 (略)	基本額 (略)	加算額 (略)	加給額 (略)	給与条例 (略)	職種 (略)	基本額 (略)	加算額 (略)	加給額 (略)	給与条例 (略)
産業医	二一九、〇〇〇 円	—	二一九〇 〇円	第十六条 の規定の 担当す 例により る教職 算出した 員数(毎 支給単位 年五月 期間が一 一日現 働月であ 在にお る場合 の ける教 通勤手 当 職員数) の額の 範 を乗じ 围内で 教 て得た 育長が 別 額 に定め る 額	産業医	二一九、〇〇〇 円	—	二二〇 〇円	第十六条 の規定の 担当す 例により る教職 算出した 員数(毎 支給単位 年五月 期間が一 一日現 働月であ 在にお る場合 の ける教 通勤手 当 職員数) の額の 範 を乗じ 围内で 教 て得た 育長が 別 額 に定め る 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則案要綱

1 改正理由

産業医報酬の見直しに伴い、加算額の改正を行うものである。

2 改正内容

産業医報酬の加算額の算定単価について、1,200円から2,900円に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

【参考】産業医の報酬（現行）

基本額（219,000円）＋加算額（1,200円×教職員数）を年額として支給

報告1

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る最終案について

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る最終案について、別紙のとおり報告する。

令和6年2月2日提出

三重県教育委員会事務局
人権教育課長



「三重県人権教育基本方針」の改定に係る最終案について

1 経過

(1) 中間案に対するパブリックコメント

令和5年10月6日から11月5日まで、中間案に対するパブリックコメントを実施し、52人（団体）から107件の意見をいただきました。

項目	意見数
全体に関する意見	4
I 基本的な考え方	38
II 人権教育の目的	9
III 個別的な人権問題に対する取組	11
IV 人権教育推進方策	34
V 教育関係者の取組	11
VI 附則	0

対応区分	意見数
①最終案に意見や提案内容を反映するもの	35
②意見や提案内容が既に反映されているもの	18
③意見や提案内容を今後の取組の参考にするもの	31
④反映または参考にすることが難しいもの	19
⑤その他（①～④に該当しないもの）	4

(2) 関係機関、関係団体等への意見聴取、有識者による監修

中間案作成時に意見照会を行った市町等教育委員会、県立校長会、小中校長会、三重県教職員組合から意見を聴取するとともに、人権教育・人権啓発に関わる団体等に意見照会を行いました。また、大阪教育大学 森実名誉教授に監修を依頼し、意見を伺いました。

2 主な改定内容

- ・ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定をふまえ、差別をなくし、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成する人権教育の目的を明確にするための修正を行います。
- ・ 現行の三重県人権教育基本方針を継承することを基本に、令和3年度に行った教職員意識調査の結果等もふまえて、これまでの取組を継承・発展させるため、これからの世代の教職員にもわかりやすい記述に修正します。
- ・ 現行の方針では3つめの目標となっている、自己実現に関わる内容を人権教育の目的に追記し、目的達成のための取組目標の1つめに新たに子どもたちの自尊感情を高めることを記述します。
- ・ 三重県人権施策基本方針案をふまえ、「ひきこもり」を、教育として取り組むべき人権問題の1つに新たに位置付けます。
- ・ 多様な子どもたちを包摂し、子どもたちの学ぶ権利や意見の表明、参加する権利等の子どもの権利を保障することの重要性を強調するための追記を行います。

3 今後の予定

- ・ 令和6年3月に、改定した「三重県人権教育基本方針」をホームページで公開します。
- ・ 改定した「三重県人権教育基本方針」のリーフレットを作成し、令和6年4月に、各市町等教育委員会や学校等に配付します。

三重県人権教育基本方針 第3次改定 最終案

三重県人権教育基本方針（現行）	最終案	改定理由
<p>I 基本的な考え方</p> <p>国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために、教育、研修及び情報」と定義して定めています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサスが広く定着しつつあります。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国及び地方公共団体の責務として定めています。</p>	<p>I 基本的な考え方</p> <p>国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために、教育、研修及び情報」と定義し、段階的に目標を定め、計画的に取組が進められています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなす」という共通認識が広く定着し、すべての人の人権を実現することをめざす持続可能な開発目標の達成にも重要な役割を果たすとされています。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国や地方公共団体の責務として定めています。三重県では「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」で学校教育等を通じ人権教育を積極的に推進することを定めています。①</p>	<p>① 2005年からスタートした人権教育のため世界プログラムは、「初等中等教育のための人権教育」をテーマとする第1フェーズが2009年まで行われ、2014年までの第2フェーズ（「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」がテーマ）、2019年までの第3フェーズ（「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」と進められ、現在2024年までの第4フェーズ（「青少年のための人権教育」）の取組が進められていることをふまえて追記しています。</p> <p>また、SDGsを定めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施において、すべての目標を達成するための主要な力としても人権教育は主要な役割を果たすとされていることをふまえて追記しています。</p> <p>さらに、2022（令和4）年に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行となったことを記載しています。</p>
<p>三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきてきた。</p>	<p>三重県教育委員会はこれまで、国内外の人権や人権教育に関する動向をふまえながら、1997（平成9）年に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきてきた。②</p>	<p>② 現行の人権条例（差別解消条例）との違いをわかるようにするため、施行年を追記しています。</p>

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、単なる心がけだけでなく社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に付けることが必要です。

さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとりと、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点と、みんなで協働して公の取組を進めていくという考え方をもち、個々の取組を着実に進めていくことが求められています。

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、単なる心がけだけでなくそれを解決し、社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、偏見や差別によって一人ひとりが抱えさせられている課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。③

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、人権侵害を被っている人々の意見や思いを聴き、その視点に立って考えることが必要です。④また、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が多様な人々との出会いを通じて確かな人権感覚を身に付けるとともに、子どもの権利を尊重し、その最善の利益が実現されるよう取り組むことが必要です。⑤

さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとりと、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、協働して公の取組を進めていくという考え方に立ち、互いの取組に学びながら、個々の取組を着実に進め、充実させていくことが求められています。⑥

③ 「社会を変えていく具体的な行動」が、差別を解消することで社会の状況を変えようとしてきたことであるとわかれよう、「社会を変えていく」の前に「それらを解決し、」を追記しています。

また、一人ひとりの課題や悩みが人権問題によるものであり、偏見や差別が子どもたちにもたらしているさまざまな形で影響を及ぼしているということがわかるよう、「偏見や差別によって」を追記するとともに、「一人ひとりが抱えさせられている」に修正しています。

④ 誰もが人権侵害の被害者となりうることから、固定的な印象を与えかねない「差別を受ける当事者」という文言を修正しています。

⑤ 2021（令和3）年に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」で被差別当事者との出会いが教職員の人権問題に関する認識や指導に対する自信に好ましい影響を与えていることが明らかとなっていることから、多様な人々との出会いの重要性を示す追記をしています。また、教職員が子どもの権利を尊重し、教育活動に取り組むことの必要性について新たに記述しています。

⑥ 法律や条例を根拠に、さまざまな主体が差別の解消という社会共通の目的に向けて協働して取り組むことが重要であることから、「協働して公の取組を進めていく」ということを強調しています。また、「互いの力」や「地域の資源」という抽象的な表現を修正しています。

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、さまざまな人権問題、人権啓発の推進のため、日本国憲法や国際条約、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充実させていきます。

II 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。

- 人権についての理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、さまざまな人権問題、人権啓発の推進のため、日本国憲法や国際条約、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」その他の差別を解消するための法律や条例などに基づき、県全体の人権教育を各主体と協働しながら積極的に推進していきます。⑦

II 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。⑧

- 自尊心を高め、自他の価値を尊重する意識を育む。
一人ひとりが、自分に誇りをもち、自分らしく生きようとする態度を身につける。⑨
- 人権について理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の普遍的価値や自分自身が有する権利について理解するとともに、さまざまな人権問題の解決に必要な知識を十分に身に付ける。⑩
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育む。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方を

① 現行の三重県人権教育基本方針に位置づけられている人権問題のうち、13の課題を明記しており、取組の根拠となるものであることから「人権教育・啓発に関する基本計画」を追記しています。

また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」などに基づき、三重県教育委員会が市町との役割分担をふまえながら、協働して県内全域において人権教育を積極的に推進していく旨、文章を修正しています。

⑧ 自己実現を可能にすることは、人権教育の重要な柱である進路保障の取組がめざしたことであり、教育的に不利な環境のもとにある子どももの自己実現は、三重県教育ビジョンに込める想いである、誰一人取り残さない教育の推進にも重なるものであることから、三重県人権教育基本方針における目的に位置づけられています。

⑨ 一人の人間として大切にされていると実感できる中で、自己や他者を尊重しようとする感覚や意欲が芽生えてきます。そのため、1つめの目標として、子どもたちの自尊心の向上を位置づけています。

⑩ 人権について身につける知識として、人間が生まれながらに誰もが有している具体的な権利であることが分かるよう、文言を修正しています。また、「知的理解」の内容として、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個々の人権問題に対する理解を深めるという、個別的な視点からのアプローチが必要であることを示すため、追記しています。

現行の3つめの目標については、目的の中に位置づけなおすことで、目標としては削除しています。

一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権感覚を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

- 一人ひとりの自己実現を可能にする。

一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- 様々な人権に係わる問題を解決するための教育

※ 様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人の性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などを指します。

に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権感覚を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする行動力を身につけられるよう、個別的な人権問題について理解を深め、解決に向けた実践行動に必要な態度や技能を育む教育を積極的に推進します。

① 主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等 があります。

② 社会の動向等により新たに生じる人権問題についても、状況に応じ必要な教育に取り組みます。

- ⑪ 課題の解決に向けた行動力を身につけるためには、個別的な人権問題に関する知識と具体的な行動に結びつく意欲や態度、技能（3側面の資質・能力）を育成する必要があります。このことを追記しています。

- ⑫ 三重県人権施策基本方針案の内容をふまえて、現行の方針において「様々な人権に係わる問題」の1つとして示していた「ホームレスの人権に係わる問題」は「貧困等に係る人権課題」に含めることとするとともに、「ひきこもりに係る人権課題」を新たに追記しています。

また、近年、個別的な人権問題を解決するための法律や条例が制定され、教育の実施を明記しているものもあることなど、人権問題に対する社会的関心の高まりをふまえ、「5つの問題」と「それら以外のさまざまな問題」を分けて示すこととしてしています。

- ⑬ 新型コロナウイルス感染症に関わって発生した人権に関する問題を教訓に、今後取組が必要となる新たな問題への対応について追記しています。

IV 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのため、観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもも学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。

(1) 子どもも権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。

(2) すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう学習活動を創造します。

2 すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。

(1) 子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。

(2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態

IV 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、教科等指導、生徒指導、学校経営、その他さまざまな取組など、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのため、観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもも学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの現在や将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。

(1) 子どもも権利の主体として尊重し、学校の多様性、包摂性を高め、意見表明や参加する権利などの子どもの権利や、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。

(2) 子どもが、偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚し、自分自身の生活や社会の状況を変えようとする行動力や未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう、学習活動を創造します。

2 子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。

(1) 身のまわりにある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。

(2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会に存在

⑭ 「人権教育の目標」の表記に合わせて修正しています。また、主体性を育む教育活動が重視されており、体験的な教育活動や、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間に取組む子どもも主体の学習活動などにおいても人権の観点を取り入れることが重要であることから、「さまざま取組」を追記しています。

⑮ 人権教育は言うまでもなくすべての学校において取り組むものであることから、「すべての学校において」を削除しています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の記述に合わせ「現在」を追記しています。

⑯ 多様な子どもたちの存在や価値観が尊重され、包摂される学校をつくり、子どもの権利を保障する取組を進めるため、文言を追記しています。

⑰ 差別をなくす主体者の育成を意識し、差別が存在する社会に生きる一人であることを追記しています。また、全体通して表現を統一するため「状況を変えようとする行動力」を「状況を変えようとする行動力」に修正しています。

⑱ ⑯と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。

⑲ 現行方針の(1)にある「子どもの生活の中にある～」は家庭生活だけでなく、学校生活や友だちとの人間関係など、一人ひとりの子どもの行動に関わるすべてを表すものであることから、文言を修正しています。

を明らかにします。

3 すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。

(1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけれます。

(2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。

(3) 家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

人権尊重の地域づくり

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識が広まることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点から以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。

(1) すべての市町において、多様な主体による人権教育

する差別の実態を明らかにします。②

3 子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制のもと、総合的・系統的に人権教育を推進します。②

(1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけれます。

(2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。

(3) 家庭、地域、関係する学校および関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの体制で人権教育を推進します。②

人権尊重の地域づくり

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識を広めることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり等の観点から以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。②

1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。

(1) 市町において、多様な主体による人権教育推進体制

② 実態を「差別の実態」であるとわかるよう追記しています。

② ⑮と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。

② 体制の確立をめざす段階から「確立された体制」で人権教育を進めていく段階に進めるため、修正しています。

② 人権学習に限定せず、教育活動全体を通じてさまざまな人権教育の取組に修正していきます。また、人権尊重の地域づくりは学校が核となって主体的に行っていく必要があることから、「意識を広める」に修正しています。

また、「指導者の育成」から「人権教育推進体制を構築する関係者の拡大」へと展開を広げていくよう、取組1(2)に新たに記述します。

育推進体制が確立できるよう協働し推進します。

(2) 人権教育推進のための社会教育関係者の実践力向上及び地域社会における指導者の育成に努めます。

(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。

(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。

(2) 地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。

3 様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。

(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。

(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。

教育関係者の取組

すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

● 人権問題は、現在の社会の中に厳存しているとい

のもと、協働して取組を推進します。②

(2) 人権教育推進体制を構築する関係者の人権意識や実践力の向上および関係者の拡大に努めます。②

(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。

(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。

(2) 地域社会における課題を克服するため、人権教育推進体制を構築する関係者との協働による計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。②

3 さまざまな学習の場における人権教育を積極的に推進します。

(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。

(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館・隣保館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。②

V 教育関係者の取組

教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育を推進します。②

● さまざまな人権問題が現在の社会の中に厳存して

② すべての公立学校で人権教育推進協議会が組織され、人権教育が取り組まれていることから、表現を修正しています。

⑤ 子どもたちに関わることから、人権意識の向上を追い上げています。また、保護者や地域住民等、地域に開かれた人権教育活動を創出し、人権教育に対する協力者の拡大を図るため、文言を修正しています。

⑥ 地域社会における課題を克服するためには、地域住民等、人権教育推進体制を構築する関係者と課題を共有し、協働して取り組むことが重要であるため、新たに追記しています。

⑦ 地域社会全体で人権教育を進めるための施設の一つとして、隣保館を追記しています。

⑧ 教育関係者の人権意識や指導力は人権教育を進めるうえで重要な教育条件であり、それらの向上を図る不断の研究や修養は不可欠なものであることから、推進方策の一つとしていた教育関係者の取組を独立して位置づけるため、連番「V」を追記しています。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、積極的に人権教育を「推進します」と修正しています。

う事実認識にたち、その現状を的確にとらえます。

- 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識にたちます。
- 人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識にたちます。
- 日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識にたちます。
- 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
- 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。
- 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。

V 附則

- 1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。

いるという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。^㉔

- 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。
- 人権問題は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことをとおして解決していくものであるという認識に立ちます。
- 社会に存在するさまざまな意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。
- 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
- 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について理解します。
- 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。^㉕

VI 附則^㉖

- 1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。
- 2 本基本方針に基づく取組の参考となる資料を作成します。^㉗

㉔ それぞれの個別的な人権問題の存在を、個々の事実をもとに認識することが必要であるという意図をわかりやすく示すため、「さまざまな人権問題が現在の社会の中に～」に修正しています。

㉕ 三重県同和教育基本方針や三重県人権教育基本方針の表記を踏襲していることで全体の表記が統一されていないため、修正しています。
また、自明であることとして「日本の」を削除しています。

㉖ 教育関係者の取組にVをつけることに伴い、附則のVをVIとしています。
㉗ 社会状況の変化に対応しながら方針に基づき取組を進めるため、参考となる資料を学校に示すことを新たに記述しています。

